

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
1	令和4年に県内市町村が県に問い合わせたとあるがそのきっかけはなにか。また、問い合わせ内容はどのようなものであったのか。	青少年相談員に関する報道機関からの県に対する取材の中で、青少年相談員の身分について、県担当者が「特別職の地方公務員である」と回答したところ、後日、当該報道機関から当該市に対する取材の中で、市が県の回答を聞き、疑念を持ったことから、県に問い合わせがあったもの。
2	令和4年10月に問い合わせがあり、課内で検討していたのに、なぜ千葉県青少年相談員の身分が変更になってからの説明会なのか。事前に報告や説明会を開催することができなかったのか。	市町村からの問い合わせにより、現在の身分状態が適切でないことは分かったが、法律の条文上は要綱設置でも特別職の公務員として認められるように読めたことから、第21期の青少年相談員については、引き続き特別職の公務員として扱い、第22期からの見直しを考えていた。 しかしながら、今年度に入ってから、県内市町村調査や都道府県調査、法律調査を進めたところ、県要綱設置の青少年相談員を地公法第3条第3項第2号の特別職公務員として認めることは困難であることが判明したことから、速やかな見直しが必要と判断した。 見直しが必要だと結論に至ったのが9月上旬であり、保険の加入手続きを速やかに行い、10月1日から保険の適用となった。保険の加入手続きを優先したため、市町村や青少年相談員に対するお知らせや説明会が事後になってしまったのは申し訳ない。
3	地区連の代表や県連の青少年相談員へ、身分の見直しの旨を説明したのはいつ頃か。また、説明会を行う13日以前に地区連の代表や県連青少年相談員との話し合いはあったのか。	法改正に伴う身分の見直しについて、県連の会長には保険加入の見込みが立った9月下旬に説明し理解を得ている。県連の役員及び会員には10月3日付けで県より通知を行った。
4	地公法の改正までは特別職の公務員として扱っていたのか。	改正前の地公法第3条第3項第3号に該当する特別職の非常勤公務員として位置づけていた。
5	青少年相談員が特別職の公務員にあたらないのか、関係各所に確認する等、法的な部分については正しく確認したのか。身分を見直す必要があると判断した詳しい経緯はどうなっているか。	地公法第3条第3項第3号については、法改正により厳格化され、専門的な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省例で定める事務を行うものに限るとされた。青少年相談員の委嘱の際の要件として専門的な知識経験までを求めているため、法改正後は3号に該当しない。 一方、地公法第3条第3項第2号において「法令又は条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」と規定されており、「地方公共団体の機関の定める規程」に「青少年相談員設置要綱」が該当すると考え、法第3条第3項第2号に該当する特別職の非常勤公務員と解していた。 市町村からの問い合わせにより、総務省からの解釈通知、逐条解説等を確認したところ、要綱設置では第2号の特別職非常勤公務員にはあたらないと明記されており、法務部門、人事部門等の県関係課に協議するとともに、他県、市町村へ状況を確認した結果、9月上旬の時点で、見直しざるを得ないと判断した。
6	総務省のマニュアルには、地公法第3条第3項第2号に該当する委員として、スポーツ推進委員や少年指導委員が挙げられているが、青少年相談員が該当しない理由は何か。	スポーツ推進委員はスポーツ基本法、少年指導委員は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により位置付けられた委員である。地公法第3条第3項第2号は法律や条例を根拠とする委員に限られており、県要綱に基づき設置されている青少年相談員は該当しない。
7	地公法3条第3項第2号には地方公共団体の機関の定める規程と入っているが、要綱等は含まれないとの説明があった。その根拠として、文献等の解釈によるとされていたが、文献等の発行元を具体的に教えてください。	逐条地方公務員法（第5次改訂版：橋本勇著）によれば、「地方自治法に基づく執行機関の附属機関である審議会、委員などは法律または条例によってのみ設置することができる（同法138条の4第3項）。したがって、政令のみあるいは地方公共団体の規則やその機関の定める規程によって附属期間である審議会などを設置することはできない（横浜地裁H23.3.23判決（判例地方自治358号55P））」とあり、第2号の特別職は「執行機関または附属機関の委員のみを指すものである」とされている。
8	特別職の公務員は名誉職に近いもので、公務災害の補償となるということで引き受けた方もいらっしゃると思う。今後青少年相談員をやめたいという人が出ることを危惧しているが、千葉県としてどのように考えているか	青少年相談員の皆様は、非常勤の公務員だから青少年相談員をやっているのではなく、青少年の健全育成のために活動いただいていると思っている。今回の見直しは法律が改正されことによるものであり、本来であれば令和2年4月の改正地公法施行時から変えることが適当であったことを御理解いただきたい。
9	身分の変更に伴い、ボランティア活動保険以外に変更になる点があるのか。活動に制限が生じるのか。	県知事からの委嘱であることは変わらず、委嘱状も県知事名で交付される。公務災害からボランティア保険に切り替わる以外の変更はない。

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
10	地公法改正によりに身分が特別職の公務員からボランティア扱いとなったが、恒久的な対応なのか。青少年健全育成条例等を整備し、青少年相談員の制度を条例に規定できないのか。	条例設置とすることについての検討はしたが、他県で条例設置をしているものは、立入調査等や条例に基づく審査を導活動を行っているものであり、現在の青少年相談員の活動とは異なるものになる。 また、条例で規定したからといって特別職の非常勤の公務員になるわけではない。附属機関の構成員でなければ第3条第3項第2号に該当する特別職の非常勤公務員とはならない。 (補足：附属機関とは行政の執行の前提となる調停、審査、調査などを行うものである。)
11	青少年相談員の設置要綱について改正の予定はあるか。青少年相談員の立場、身分等について要綱や文書等で明文化してほしい。	現設置要綱には、身分についての記載はないが、今後要綱上に明記する等要綱改正の検討は行いたい。
12	ボランティアを行政として委嘱する理由、ボランティアに任期がある理由、それぞれの根拠を教えてください。	青少年相談員には、青少年の健全育成という県行政の役割の一部を担っていただくことから、青少年相談員設置要綱に基づき3年を任期として知事が委嘱しているものである。
13	ボランティアは、具体的な定義はなく、一般的には「自主性」（社会性、無償性）が挙げられると思うが、ボランティアの人を市町村長が推薦する理由はどこにあるのか。ボランティアという考え方と相違があるのではないか。（公に募集（公募）の方が適切ではないか。）	青少年相談員には県での活動より地域に根付いた活動を想定しており、また青少年相談員の任務のひとつとして、青少年の相談に応じ、助言指導に当たるとなっている。このように、任務も含め意欲があれば誰でもできる活動ではない。知事からの委嘱にあたり選考基準も定めているため、選考基準に該当するものについて市町村長から推薦をいただきたい。 <b>【青少年相談員設置要綱抜粋】</b> 趣旨：青少年期は、将来、社会において重要な役割を果たすための準備期間であり、人間形成にとって大切な時期であるので、家庭・学校・地域社会での適正な対応が望まれる。 活動区域：相談員の活動区域は、推薦者の指定する小学校区域とする。
14	千葉県と市町村でそれぞれ青少年相談員を委嘱する意味はあるのか。必ずしも市町村が青少年相談員の委嘱をしなくてもいいのか。	青少年相談員は県という広域的な活動よりも、地域での活動が主である。地域との密なる連携を取るためにも今後も市町村での委嘱を推奨する。 <b>【青少年相談員設置要綱抜粋】</b> 市町村長の委嘱：相談員がその地域にあって市町村と緊密なる連携を保持しつつ行動を行うため、この相談員に対し市町村長も委嘱するよう奨励する。
15	委嘱をするというのはどういうことか。誰に決定権があり、誰が責任をとるのか。青少年相談員が何か問題を起こした場合、誰が責任をとるのか。	「委嘱」に対する法的な定義はない。 私人（ボランティア）に対する指揮命令権はないが、事業実施者としての責任があるので、県が行う事業であれば県、市町村が行う事業であれば市町村の責任と考える。
16	市町村が青少年相談員の連絡協議会の事務局を務める根拠はどこにあるのか。	事務局をどこに置くかは各地区又は各市町村において決定しているものと認識している。
17	審議会で青少年相談員を委嘱している等あればそちらに影響はあるのか	県でも審議会委員をお願いしているものもあるが、変更する予定はない。
18	県がボランティアとして委嘱している方々は他にいるのか。（同様の制度は他にあるのか。）	〇〇推進員、〇〇隊等、ボランティアとして委嘱している方はいる。設置根拠、保険の有無、人数規模など、青少年相談員と同様の制度があるかまでは把握していない。
19	市町村においては、他のボランティア団体をたくさん抱えているが、同様に委嘱はした方が良いと考えるのか。	他のボランティア団体に関することについては、各市町村において判断いただきたい。
20	改正地公法の施行後、公務災害を適用されたのは何件あったか	令和4年度の1件である。

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
21	公務災害保険は活動場所に向かうまでも適用されていたのか。	青少年相談員が公務のため、住居と公務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復する場合については適用となっていた。
22	10月1日16時以前の活動について、公務災害の対象となるか。ボランティア活動保険の契約を10月2日16時にした場合も公務災害の対象とはならないのか。	今回の身分見直しに伴い、直ちに保険加入の手続きを行ったが、最短で契約できたのが10月1日16時〜であった。それ以前の活動については公務災害もボランティア活動保険もいずれの補償の対象とならない期間が生じてしまった。
23	ボランティア活動保険について10月1日0時からの契約にすることはできなかったのか。	保険の約款上、補償の開始時期は契約期間始期日の16時と決まっているものである。
24	公務災害の場合、申請から認定まで時間がかかったが、ボランティア活動保険の場合、事故の報告を行ってからどれくらいの期間で保険金が支払われるか。	保険金の請求書類が揃い次第、保険会社に請求を行い保険会社にて保険金を支払うために必要な事項の確認を行う。確認内容によって異なるが、公務災害の認定よりは期間が短くなる見込み。
25	ボランティア活動保険の対象であるかの審査は県で行うのか。	提出書類に不備や（青少年相談員の活動中の事故であったのか）疑義等があれば県から市町村に対して内容を確認をすることがある。書類に不備がなければ、県から保険会社に請求し、審査は保険会社が行う。
26	公務災害からボランティア活動保険に変更になったことで、補償内容はどのように変わったのか。	公務災害に認定された場合は、医療費が実費弁償されるのに対し、ボランティア保険では、入院や通院の日数に応じ、定額で補償される。薬剤等の処方があった場合でも入院や通院の日数に応じた補償となる。
27	ボランティア活動保険の補償の内容は公務災害の補償の内容と同程度ではないのか。	お見込みのとおり。 ボランティア活動保険の補償内容（加入内容）については、他課で加入しているボランティア保険の状況も鑑みて同程度の補償の内容となるよう加入している。県で加入しているボランティア保険以上の補償を求めるのであれば、市町村等でボランティア保険やイベント保険の加入を検討していただきたい。
28	ボランティア活動保険の加入の内容について詳細に知りたいので、約款等公開は可能か。	加入している保険の補償内容については、資料のとおり。約款の電子データを送付する。
29	ボランティア活動保険の加入期間が10月1日16時〜となっているが、年度途中（任期途中）で委嘱した方々については保険の対象となるか。何か手続きが必要になるのか。	年度途中（任期途中）に委嘱される青少年相談員に対しても、適正に委嘱手続きが行われていれば委嘱日の翌日午前0時から保険の対象となる。
30	資料（12頁）に「市町村等で加入しているボランティア保険を使用する場合、もしくは青少年相談員の方がご自身の保険を適用する場合はこの限りではありません。」とあるが、その他との保険とともに併用することはできないのか。	加入している保険によって異なるため、市町村や青少年相談員で加入している保険会社に確認いただきたい。県で加入しているボランティア活動保険の傷害保険は、青少年相談員自身が加入している傷害保険と併用可となっている。
31	公務災害の際は、事業計画書によらず公務として認定されれば公務災害の請求は可能だったが、ボランティア活動保険の場合は、事業計画書に記載のない活動は対象にならないのか。	公務災害も、ボランティア保険も事業計画書に記載のない活動については保険の対象外となる。事業計画書に記載のない活動を行う場合は、活動前に変更後の事業計画書を提出されたい。事故発生後に遡及して事業変更を変更することはできない。
32	青少年相談員として活動中に事故が発生した際の報告様式等はあるか。	事故が発生した際、市町村から県へ報告いただく形になる。 報告様式については指定しないので、発生時の状況について青少年相談員から聞き取りを行い、県へ電話連絡を行った後、経緯をまとめたものについて送付いただきたい。 怪我した青少年相談員自身が直接報告できない場合も考えうるので、どなたから報告を受けたかも確認いただきたい。また、聞き取り時に資料に記載した報告内容を全て把握していなくても、その時点で把握している内容について迅速な報告をお願いしたい。

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
33	有償の活動の場合はボランティア保険の対象外となるとのことだが、有償の活動とはどういったものか。	事業計画書に位置づけられている活動であっても有償の場合は保険の対象外となる。旅費、食事代等、費用弁償程度の支給であれば有償とみなさず、保険の対象となるが、報酬〇〇円、講師代金〇〇円等、青少年相談員が報償を貰っての活動であれば保険の対象外となる。参加者から一部負担金を徴収している場合で、青少年相談員が報酬を得ていない場合は有償とみなさず保険の対象となる。
34	ボランティア活動保険に関して、事業計画書の提出が必要と書いてありますが、市町村で独自に保険に加入している場合、学区やブロックの事業計画書の提出は不要ですか。	市町村で独自に加入している保険を適用する場合は事業計画書の提出は不要。県で加入しているボランティア活動保険の対象とするのであれば、事業計画書について、学区やブロック活動含め詳細に記載されたい。
35	県連絡協議会や地区連絡協議会主催の事業について、事業計画書は誰が作成するのか。	県や地区の事業は県連絡協議会や地区連絡協議会で事業計画書を作成するので、各担当者に確認されたい。県や地区の事業であっても、青少年相談員として参加するのであれば、市町村の事業計画書にも事業を記載されたい。
36	市町村の青少年相談員としての活動でも、事業計画書を提出していればボランティア保険の対象となるのか。	基本的に事業計画書を出していただければ対象となる。市でボランティア保険やイベント保険に加入している（する）場合、どちらを適用するかは補償内容により判断してほしい。
37	どこまでの活動が、青少年相談員としての活動に該当するのか。	<p>青少年相談員としての活動として認められる活動は、青少年相談員設置要綱に記載の任務に関する活動となる。任務からかけ離れた活動であれば青少年相談員としての活動とは認められないので、それぞれの活動が青少年相談員設置要綱3任務のア～カのどれに該当する活動なのかきちんと整理されたい。個別のケースについては、ケースごとに異なるため一律に該当・非該当を回答することはできない。</p> <p><b>【青少年相談員設置要綱抜粋】</b>  <b>3. 任 務</b>                      青少年相談員の任務は次のとおりとする。                      ア スポーツ、野外活動等を通じた体験学習等の促進を図る。                      イ 地域住民の青少年の健全育成に対する理解を深め、その啓発を図る。                      ウ 青少年が心身ともに健やかに育成されるよう社会環境浄化の促進を図る。                      エ 青少年の相談に応じ、助言指導に当たる。                      オ 各種青少年団体との連携、強化を図る。                      カ その他上記に附帯する事業</p>
38	自治会等の手伝いは青少年相談員の活動に該当しないのか。活動について行政に報告しない場合もあるが保険の対象とならないのか。	青少年相談員として依頼されたものなのか、個人として依頼されたものなのか整理されたい。青少年相談員としての依頼であれば、活動前に市町村連絡協議会が青少年相談員としての活動と認め意思決定を行っていただければ対象となる。事業計画書に記載のない活動はボランティア活動保険の対象外となるので、漏れがないように事業計画書には詳細に記載いただきたい。
39	地域の他の団体が主催とするイベントに応援依頼を受け、青少年相談員として行事運営等に参加することもあがるが、保険の対象になるのか	依頼された内容が青少年相談員としての活動と認められれば対象となる。青少年相談員としての活動なのであれば、事業計画書に位置付けていただきたい。
40	事業計画書に記載のある活動であれば、ボランティア保険の対象となるのか。事業計画書はどの程度詳細に記載する必要があるのか。	事業計画書に記載のあること、それが青少年相談員としての活動であること、が地区や市町村連絡協議会として認められれば対象となる。ただし、青少年相談員設置要綱に記載の任務からかけ離れた活動であれば青少年相談員としての活動とは認められないので、活動の参加が設置要綱3任務のア～カのどれに該当する活動なのかきちんと整理されたい。事業計画書の記載内容については、会議等も含め詳細に記載いただくことが望ましい。活動の準備等、随時行わざるを得ないもので、事前に事業計画書に記載することが困難な活動については、請求時にボランティア保険の対象となる活動中の事故であったことを証明する必要があるため、文書や電子メール等で準備のために〇月〇日に参集する等の記録を残されたい。

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
41	事業計画書について、作成時に事業日程等が決まっていなかった場合はどう作成すれば良いか	事業計画書作成時に日時が決まっていなかった場合は○月頃、○月上旬等の記載で差し支えない。活動日が決まった後に別途報告いただく必要はないが、事業計画書に位置づけられた当該事業を○月○日に実施するという意思決定を実施し、文書に明記されたい。（事故発生後の遡りは不可）
42	事業計画書の変更について、活動の何日前までに提出すれば良いか。変更の範囲についてはどのようなものか。	変更後の事業計画書の提出については、活動前に提出されたい。事故発生後に遡及して事業変更を変更することはできない。 日時のみの変更等に関しては計画書の再提出は不要である。計画書に記載のない活動を行う場合、計画書に記載の事業とは異なる事業を行う場合は必ず変更後の事業計画書を提出されたい。 （例：事業計画書には秋のイベントと記載していたが、実態はバトミントン大会等の場合は事業の変更になる）
43	県や市町村に対し事前に届出のあった活動について、市町村に対し各学区から送付された総会資料等に記載のものは保険の適用となるか。	市町村連絡協議会等の会議や総会等で承認された活動であれば対象となる。 学区等の活動についても届出ではなく、可能な限り事業計画書に記載されたい。
44	ボランティア活動保険の対象とするためには活動中の事故であること証明する必要があるとのことだが、具体的な方法について知りたい	事業計画書に記載のある活動、事前に県や市町村に対し届出のある活動であれば対象となる。 事業計画書に記載のない活動を行う場合は、市町村連絡協議会として青少年相談員の活動として把握しており、命令が出されて活動しているのであれば対象。意思決定について、書面やメール等で記録を残してほしい。
45	事業計画等に記載のない活動等を急遽実施する場合はどのように対応すれば良いか。	事業計画書に記載がなくても、事前に日時、場所、参集範囲等を明記した招集通知を発出しているなど届出等があれば対象となる。
46	ボランティア活動保険の対象となる活動について、事前に事務局等で書面やメール等で把握している活動が対象になるとのことですが、LINE等のSNSでの連絡は対象となりますでしょうか。	事前に把握しているだけでは対象にはならない。その活動が青少年相談員としての活動であると地区や市町村連絡協議会として認められれば対象となる。ただし、青少年相談員設置要綱に記載の任務からかけ離れた活動であれば青少年相談員としての活動とは認められないので、設置要綱3任務のア～カのどれに該当する活動なのかきちんと整理されたい。保険請求時に活動中の事故であったことを証明する必要があるため、形に残る形で届出等を行われたい。 ①主催者、②日程、③活動内容、④会場、⑤行事への参加対象者、⑥青少年相談員の参加者 については最低限確認してから認めていただきたい。
47	イベント実施時に雨天中止に伴い発生した損害費用について保険の対象となるか	対象とはならない
48	イベント実施時に飲食提供による食中毒が発生した場合、保険の対象となるか	個別の事案に関しては事故の状況に応じて変わるが一般的に ①ボランティアが飲食物を調理した場合 → 保険の対象 ②ボランティアが飲食物を調理し、有償で提供した場合 （例：町内会の祭り等で食材代程度の金額で提供、利益を求めている） → 保険の対象、ただし利益を得ている場合は保険の対象外 ③青少年相談員以外の者が調理した飲食物を提供した場合 → 保険の対象外 ただし、上記の対象外とした事例であっても一義的に無責とは言い切れず、例えば③の場合に食中毒になった原因が青少年相談員にあった場合（暑い場所に長期間放置した等）は有責認定となり、保険の支払い対象となる可能性がある。
49	イベント実施時に青少年相談員が熱中症になった際、保険の対象となるか	青少年相談員が活動中に被ったケガ等に対して治療のために通院や入院をした場合は対象となる。
50	事前に届出等の必要があることは理解したが、届出等の様式について県で作成してほしい。	実際の届出等の提出先は地区連絡協議会や市町村連絡協議会となる。市町村によって活動内容も異なり、多岐にわたることから県で様式を作成する予定はない。必要であれば各地区、市町村で作成を検討してほしい。

千葉県青少年相談員の身分の見直しについて 質疑応答（令和5年10月27日時点）

整理番号	質問内容	回答
51	説明会后、地区及び市町村宛に事業計画書の提出依頼をするとあるが、事業報告書提出以前に事故が発生した場合の補償はどうなるのか。	ボランティア活動保険適用後の事業であって、従前から事業計画として位置づけられている活動の実施中に、当該活動を原因として発生した事故であることが立証できるのであれば補償の対象となる。
52	事業計画書について、様式の送付はあるのでしょうか。また、来年度以降、補助金の事業計画書を提出することにより事業計画書の提出とみなすのか。	補助金の申請に係る事業計画書と、ボランティア保険の事業計画書は別物となる。ボランティア保険の事業計画書については、活動内容含め詳細に記載いただく形となる。様式については近日中に送付する。指定様式でなくても様式に記載の内容が網羅されていれば任意様式でも構わないが、漏れがないように記載いただきたい。市町村の事業、学区やブロックの事業と分けて事業計画書を作成いただく形でも良い。
53	青少年相談員のなり手がいなくなっている。制度としての存在意義をどう考えているか。補助金等含めこれまで通り活動できるのか心配している。県は変わらず支援できるのか。	少子化、核家族化などにより、人と人とのつながりが希薄化する中、地域ぐるみで子供を育てる青少年相談員活動は重要であると考えており、今年度は60周年記念事業として、子供たちによる15万羽の折り鶴と相談員の活動を紹介したパネルを各地で巡回展示するなど、青少年相談員の皆様や市町村の皆様と県民への広報に取り組んでいるところであり、今後も青少年相談員の活動の周知に努めていく。支援については今までどおり行っていきたいと考えており、補助金についてもこれまでと同様に予算要求を行っていく。
54	県主催の事業や会議（各地区が実施する事業を含む）の旅費を自己負担としていた経緯や報酬費を支払っていない経緯はどういったものか。	地方自治法第203条の2第1項において「普通地方公共団体は、・・・（略）その他普通地方公共団体の非常勤の職員（略）に対し、報酬を支払わなければならない。」と規定している。「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」第3条第4項において「非常勤職員については、予算の範囲内で任命権者が定める額。」と規定しているが、青少年相談員の報酬額を定めている規定がなく、委嘱状にも明記されていない。旅費については地方自治法第203条の2第3項において、「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」とされており、必ずしも支給しなければならないわけではない。
55	今回の身分変更に係る通知を青少年相談員宛てにも通知が必要でないか。	青少年相談員一人ひとりに対して通知文は出す予定はない。市町村連絡協議会の会長宛てに通知しているので、市町村連絡協議会からそれぞれの青少年相談員に説明していただきたい。
56	説明会の資料については共有可能か、また説明会で質問があった内容について共有いただきたい。	資料については説明会に参加できなかった青少年相談員さんにも共有いただきたい。
57	今後、同様の説明会の予定はあるのか。	メールや電話での質問は随時受け付けるので、不明な点等があれば直接県へ連絡いただきたい。今回の説明会での質問及び回答は共有する。地区や市町村等で説明会を開催する際には、日程調整のうえ県職員がzoom等で参加することも可能。
58	今後、各市町村の状況調査を行う予定はあるか。	現時点で調査を行う予定はない。次期委嘱に向けて、県連絡協議会であり方を検討していく中で、青少年相談員に対しアンケート等を行う可能性はある。